

塩尻市手話言語条例

手話は言語である。

言語は、知識を蓄え、思考し、お互いの意思疎通を図り、文化を創造する上で必要不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。音声言語（耳で聞く言語）である日本語に対して、手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語（目で見る言語）であり、ろう者は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有する手話を必要とし、大切に育んできた。

しかしながら、長い間、手話が言語として認められず、音声言語を耳で聞くことが困難なろう者にとって、手話を習得し、使うことができる環境が整えられてこなかった。そのため、ろう者は、十分な教育を受けることが保障されず、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱えてきた。また、多くの不便や不安、時には不平等を感じながらも、音声言語が十分認識できないまま、社会に合わせる生活を余儀なくされ、このことが不本意な衝突や孤立を招き、良好かつ対等な社会参画の妨げになってきた。

このような中、平成18年に、国際連合総会において障害者の権利に関する条約が採択され、平成23年には、我が国において障害者基本法が改正され、手話が言語として位置づけられた。これにより、ろう者が手話を使って意思疎通を図り、独自の文化を醸成し、社会に参画することが保障されることとなったものの、手話に対する理解の広がりをいまだ感じるに至っていない。

ここに、市民一人一人が、手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解に努め、お互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することができる塩尻市を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者をはじめ全ての市民が、社会的障壁によって分け隔てられることなく、かつ、手話を必要とする者がいつでもどこでも手話を使い、共生することができる地域社会を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話を必要とする者 ろう者及びろう者と手話を用いて意思疎通を図る者をいう。
- (3) 社会的障壁 ろう者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の体系を持つ言語であること、かつ、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえて、ろう者をはじめ全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及により、ろう者が手話による意思疎通ができる環境の確保を図り、もって、ろう者の自立した日常生活及び社会生活を促進するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、次に掲げる施策の推進に関する方針を策定するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話及び要約筆記その他の手段による情報の発信及び取得に関する施策
- (3) 手話及び要約筆記その他の手段による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 手話通訳、要約筆記その他の手段に係る環境の充実に関する施策
- (5) 災害時にろう者が必要な情報の取得及び意思疎通ができるよう必要な支援を行うための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市長は、前項に規定する方針を定めようとするときは、あらかじめ、ろう者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(国及び県との連携協力)

第8条 市は、手話に関する施策の推進に当たっては、国及び県と連携するとともに、国及び県が行う手話に関する施策に協力するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。